

## 技能实习信息

### — 技能实习计划 —

外国人技能实习制度是指发展中国家等的青壮年劳动者在一定期间内由日本产业界接收，以掌握产业方面的技术・技能等，回国后活用所学的技术，为自己国家的经济发展做出贡献为目的的国际合作・国际贡献制度。本制度的根本是将技术・技能转移给诸位技能实习生，其成功与否，关键取决于技能实习能否有计划且有效地实施。

因此，接收诸位技能实习生的监理团体・实习实施机构必须事先制定技能实习计划，按计划推进技能实习。并且，为了确保使诸位技能实习生掌握日本产业界拥有的技术・技能等，回国后能为祖国的发展做出贡献，关于技能实习计划的内容，要求诸位对认真听取监理团体・实习实施机构的说明并充分理解，有成效有效率地实施技能实习进行配合。

第一年的技能实习1号的技能实习计划中，关于入境后立即进行的讲习结束后技能等方面的掌握，记载了具体的日程表、教学计划、指导体制等，规定大致一年以后确保诸位达到技能检定基础2级相当的技能水平。诸位技能实习生，如果希望转成第二年以后的技能实习2号，为了确认是否达到要求的水准，必须通过由实际技术考试和笔试组成的技能评价考试。考试全部用日语进行，所以希望诸位不要放松日语学习。

第二年以后的技能实习2号的技能实习计划，旨在进一步提高诸位技能实习生在第一年所掌握的技术・技能等水平，制定了要求第二年结束时达到技能检定基础1级相当的技能水平，第三年结束、回国前确保达到技能检定3级相当的水平。计划中记载了确认达到要求水准的时期和方法，请按照监理团体・实习实施机构的指示，进行对所掌握技能水平的确认。

技能实习整个期间内，要求在实习实施机构、由诸位的技能实习指导员就每天技能实习的实施状况纪录在技能实习日记中，确认计划的进展状况。另外，如果是团体监理型接收的话，在第一年的技能实

## 技能実習情報

### — 技能実習計画 —

外国人技能実習制度は、開発途上国等の青壮年労働者等を一定期間日本の産業界に受け入れて、産業上の技術・技能等を修得してもらい、帰国後、修得した技能等を活用することによってそれぞれの国の経済発展に役立ててもらおうことを目的とする国際協力・国際貢献の制度です。技能実習生の皆さんへの技術・技能等の移転が本制度の根幹となるわけですが、その成否は、技能実習を計画的かつ効果的に実施できるかどうかの一点に懸かっています。

このため、技能実習生の皆さんを受け入れる監理団体・実習実施機関は、あらかじめ技能実習計画を作成し、計画通りに技能実習を進める必要があります。また、技能実習生の皆さんも、日本の産業界が有する技術・技能等を確実に修得し、帰国後祖国の発展に貢献できるよう、技能実習計画の内容について監理団体・実習実施機関から十分に説明を受けて、よく理解し、効果的かつ効率的な技能実習となるよう協力することが求められています。

1年目の技能実習1号の技能実習計画には、入国直後の講習終了後の技能等の修得について、具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等が記載されており、概ね1年後には技能実習生の皆さんが技能検定基礎2級に相当する技能水準に確実に到達できるように策定されています。技能実習生の皆さんが、2年目以降の技能実習2号への移行を希望する場合、この水準に到達していることを確認するため、実技試験及び筆記試験から成る技能評価試験を受験し合格する必要があります。試験は全て日本語で実施されますので、日本語の学習も怠らないようにしましょう。

2年目以降の技能実習2号の技能実習計画は、技能実習生の皆さんが1年目に修得した技術・技能等をさらに向上させ、2年目の終わりには技能検定基礎1級に相当する技能水準、3年目の終わりである帰国直前には技能検定3級に相当する技能水準に確実に到達できるよう

习1号期间内，要求监理团体的负责人每月一次走访诸位技能实习生所在地，确认技能实习的实施状况。也请诸位技能实习生确认平时计划的实施进度，有不懂的地方积极提问，认真听取说明、接受指导，以达到计划目标。此外，诸位阅读技能实习计划书，也能随时提醒自己，全部计划的大约10%为安全卫生工作。这是为了防止技能实习实施时发生事故和疾病的角度而制定的非常重要的工作时间，所以、请诸位认真听取技能实习指导员的说明和指导，和实习实施机构的工作人员一起以零事故为目标。

最后，从事与技能实习计划不同的职业・工作，以及不遵守第一年的雇用契约而在讲习期间内进行工作，这些都是不允许的，务请各位注意认真确认计划内容、无违反行为。

に策定されています。計画にはこの水準に到達していることを確認する時期や確認方法も記載されていますので、監理団体・実習実施機関の指示に従い、修得した技能水準の確認を行ってください。

技能実習の全期間を通して、実習実施機関で技能実習生の皆さんの指導に当たる技能実習指導員には日々の技能実習の実施状況を技能実習日誌に記録し、計画の進捗状況を確認することが求められています。また、団体監理型受入れの場合、1年目の技能実習1号の期間中、監理団体の担当者が月に1度技能実習生の皆さんの元を訪れ、技能実習の実施状況を確認することが求められています。技能実習生の皆さんも常日頃計画の進み具合を確認し、分からないことがあれば積極的に質問し、十分な説明や指導を受けるようにして、計画目標の達成を目指しましょう。また、技能実習計画を見れば技能実習生の皆さんも気が付かれることと思いますが、計画全体の約10%は安全衛生作業に充てられています。これは、技能実習実施時の事故や疾病を防止する観点から設けられている非常に大切な作業時間ですので、特に技能実習指導員の説明や指導をよく聞いて、実習実施機関の職員と共に事故ゼロを目指しましょう。

最後に、技能実習計画と異なる職種・作業への従事や1年目の雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事は認められていませんので、計画内容をよく確認し違反の無いよう十分注意してください。